

総 論

第1章 文京区の衛生行政

第1 保健衛生及び保健所の沿革

昭和 19 年 10 月	従来の健康相談所、簡易保険健康相談所の統合により「小石川保健所」は水道町 6 番地に、「本郷保健所」は駒込肴町 8 番地に、旧制保健所法に基づく東京都立保健所として設置。
20 年 3 月	「本郷保健所」は戦災により庁舎焼失、業務一時休止。
20 年 4 月	「小石川保健所」は戦災により庁舎焼失、柳町国民学校、小石川区役所、都立大塚病院に移転。
21 年 3 月	「本郷保健所」は東京都立駒込病院の一室にて、当時の病院長内山圭吾が所長を兼務して、業務を再開。
22 年 4 月	「小石川保健所」は「東京都立第一保健所」と改称。
23 年 7 月	「小石川保健所」は水道町 6 番地に庁舎新築移転。
23 年 10 月	新制保健所法による「東京都小石川保健所」は現在地で、「東京都本郷保健所」は文京区本郷支所内で、従来の健康相談のみ取り扱っていた旧制保健所と区役所、警察署の衛生行政を統合して発足。
25 年 2 月	「本郷保健所」は龍岡町 29 番地本郷清掃事務所一室に移転。
25 年 12 月	「本郷保健所」は文京区駒込林町 17 番地に木造モルタル 2 階建庁舎を新築移転。
32 年 5 月	「小石川保健所」「本郷保健所」にそれぞれ優生保護相談所を併設。
39 年 8 月	「小石川保健所」は住居表示の実施により位置の表示を変更（文京区春日一丁目 9 番 21 号）。
40 年 4 月	地方自治法の一部改正により事務事業（伝染病予防、トラホーム予防、寄生虫予防、母子衛生、結核予防、老人病予防）の一部が文京区（厚生部管理課保健係が所管）に移管。
40 年 4 月	「本郷保健所」は住居表示の実施により位置の表示を変更（文京区千駄木五丁目 20 番 18 号）。
41 年 4 月	「小石川保健所」は保健所整備計画に基づき、旧庁舎の東側に鉄筋コンクリート造の庁舎を新築移転。
44 年 4 月	従来の厚生部管理課所管業務は区民部区民課所管に変更。
45 年 1 月	職制変更により衛生課は係が廃止され主査制に、予防課は防疫係が業務係に変更、その他の係は廃止され主査制となる。
48 年 4 月	「小石川保健所」に歯科相談室の増築が完成し、業務開始。
49 年 10 月	「本郷保健所」は庁舎改築のため、文京区本駒込一丁目 2 番 4 号の仮庁舎に移転。
50 年 4 月	特別区の自治権拡充の一環として保健所を区移管した。大部分の保健衛生行政が区政として統一的に実施されることになり、管理・保健の 2 課の保健衛生部が設置（林友ビル 4 階、文京区後楽一丁目 7 番 12 号）され、両保健所は、「東京都文京区小石川・本郷保健所」と改称。
50 年 11 月	「本郷保健所」は文京区千駄木五丁目 20 番 18 号に鉄筋コンクリート造の新庁舎が完成し、移転。
54 年 4 月	「小石川保健所」地続きの土地(406.61 m ²)を東京都から購入。
54 年 9 月	保健衛生部が本庁舎別館 2 階へ移転。
56 年 8 月	「東京都文京区衛生試験所」が新設され業務開始。

57 年 4 月	従来、福祉部老人福祉課所管であった「老人訪問看護指導事業」が保健衛生部保健課所管に変更。
58 年 2 月	「老人保健法」が施行され老人医療を一つの法律により体系化された。
60 年 4 月	従来、環境課所管であった「そ族昆虫等の駆除及び消毒事業」が保健衛生部保健課所管に変更。職制変更により保健所総務課普及係が廃止され主査制となる。
61 年 4 月	従来、厚生部管理課所管であった「公衆浴場補助事業」が保健衛生部管理課所管に変更。
62 年 4 月	従来、小石川・本郷両保健所に設置されていた運営協議会を、文京区保健所運営協議会として統合した。
63 年 4 月	従来、小石川・本郷両保健所に設置されていた総務課を廃止、衛生課・予防課の二課制とした。
平成元年 4 月	「本郷保健所」に精神障害者訓練室等の施設が整備され、デイケア業務を開始した。
7 年 1 月	新庁舎「文京シビックセンター」に「健康センター」が新設され業務を開始した。
9 年 4 月	薬事法の改正に基づき薬事衛生事務の一部が区に移管。
12 年 4 月	保健衛生部、保健所再編。小石川・本郷保健所が各々保健サービスセンターとなり、健康推進課・生活衛生課・保健予防課・健康センター・小石川保健サービスセンター・本郷保健サービスセンター・衛生試験所からなる「保健衛生部・文京保健所」が誕生した。
15 年 4 月	「東京都文京区衛生試験所」を廃止し、小石川保健サービスセンターに試験検査担当主査を配置した。 区民の健康づくり計画である「健康ぶんきょう 21」を策定。
15 年 5 月	健康増進法施行。
15 年 7 月	文京区健康危機管理マニュアルを作成。
16 年 4 月	健康推進課と生活衛生課を統合し、新しく「生活衛生課」とした。
19 年 3 月	「健康に関する意識調査報告書（平成 19 年 3 月）」をまとめる。
19 年 4 月	小石川保健サービスセンターをシビックセンター 8 階と 3 階に移転し、健康センターをその係とした。同時に、試験検査担当を本郷保健サービスセンターへ移転させた。
20 年 2 月	第 1 期「文京区特定健康診査等実施計画」を策定した。
20 年 3 月	「健康ぶんきょう 21」後期計画を策定した。
20 年 4 月	保健予防課を健康推進課と予防対策課の二課に分割するとともに、小石川保健サービスセンターと本郷保健サービスセンターを統合して保健サービスセンターと位置づけた。また、介護保険部より、介護予防係を健康推進課の組織として移管した。
21 年 4 月	「文京区地域福祉計画」（平成 21 年度～23 年度）の分野別計画である「保健計画」の名称を「保健医療計画」に変更し策定。
22 年 4 月	文京区健康危機管理マニュアルを改正。
23 年 8 月	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により関係条例等を整備した。
24 年 3 月	「文京区地域福祉保健計画」の分野別計画である「保健医療計画」を 1 年延長し改定。
24 年 3 月	「健康に関する意識調査報告書（平成 24 年 3 月）」をまとめた。
25 年 3 月	第 2 期「文京区特定健康診査等実施計画」を策定した。
25 年 3 月	「健康ぶんきょう 21」と「文京区地域福祉保健計画」の分野別計画である「保健医療計画」を統合し、新たな「保健医療計画」（平成 25 年度～29 年度）を策定した。
26 年 4 月	健康推進課に医療連携担当主査を新設した。
26 年 6 月	「文京区新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。
29 年 3 月	「健康に関するニーズ調査報告書（平成 29 年 3 月）」をまとめる。
30 年 3 月	「文京区地域福祉保健計画」の分野別計画である「保健医療計画」を改定した。
令和元年 7 月	「文京区自殺対策計画」（令和元年度～5 年度）を策定した。

- 2 年 4 月 福祉部へ介護予防事業及び在宅医療・介護連携に係る事業を移管した。これに伴い、健康推進課の介護予防係、地域保健担当主査及び医療連携担当主査を廃止し、健康増進係及び福祉保健政策推進担当主査を新設した。また、予防対策課に精神保健係を新設した。
- 3 年 4 月 保健衛生部に新型コロナウイルス感染症担当課長を新設した。また、予防対策課の感染症係を廃止し、感染症対策担当主査を新設した。
- 4 年 4 月 従来、アカデミー推進部アカデミー推進課所管であった「住宅宿泊事業」が保健衛生部生活衛生課所管に変更。
- 5 年 3 月 「健康に関するニーズ調査報告書（令和 5 年 3 月）」をまとめる。
- 6 年 3 月 「文京区地域福祉保健計画」の分野別計画である「保健医療計画」を改定した。
「文京区自殺対策計画」（令和 6 年度～10 年度）を改定した。
「文京区感染症予防計画」（令和 6 年度～11 年度）を策定した。
- 6 年 4 月 新型コロナウイルス感染症担当課長を廃止し、保健衛生部に保健対策担当課長を新設した。